

倉庫業法の体系

営業の登録(第3条)

<登録の基準>

以下の登録拒否事由に該当しないこと(第6条第1項)。

1年以上の懲役等の刑を受けていること(又は執行後2年を経過していないこと)

登録の取消しを受け、2年を経過していないこと

役員が 又は に該当する者であること。

倉庫の施設又は設備が一定の施設設備基準を満たさないこと。

倉庫管理主任者を確実に選任できると認められないこと。

倉庫寄託約款の事前届出(第8条)

(必要がある場合)

倉庫証券の発行の許可(第13条)

(必要がある場合)

トランクルームの認定(第25条)

営業開始

倉庫料金の届出(規則第24条第1項)

施設又は設備の維持義務・改善命令(第12条)

事業改善命令(第15条)

変更登録又は軽微変更の届出(第7条)

営業廃止の届出(第20条)

(必要がある場合)

発券業務の廃止の届出(第20条)

(倉庫業を営む者以外の者に対して)
倉庫と誤認させないための措置命令
(第25条の10第2項)